

1 はじめに

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会は、私たちが目指すべき社会です。また、少子高齢化の進行や社会経済情勢の変化などの様々な課題に対応するうえでも男女共同参画社会の実現が必要不可欠となっています。

真の男女平等を達成し、豊かで活力ある社会を築いていくためには、男女が、互いに人権を尊重し、共に支え合い、責任を分かち合い、自立した個人としてその個性と能力を十分に発揮することができるようにするとともに、誰もが自分らしい生き方を選択できるよう、社会制度や慣行、しきたりについても、男女共同参画の視点で見直していくことが必要です。

ともすれば、「男女共同参画」というと、女性のための取組であると思われがちですが、性別にかかわらず、誰もが自分らしく生きていける男女共同参画社会の実現は、男性にとっても重要なことです。固定的性別役割分担意識は、男性に、「男性が主に稼ぐべき」などといった男性役割のプレッシャーとして重くのしかかる場合があります。

男性も、男性だからという固定的な考え方を変えれば、生き方の選択が広がります。仕事中心になりがちな生活を見直し、子育てや介護、地域活動に今まで以上に参加することで、仕事だけの生活では得られない経験や、感動を味わい、より心豊かな生活の実現につながります。

誰もが自分らしく幸福に生きられるよう、固定的な役割分担意識にとらわれない生き方の選択ができる、男女共同参画社会づくりを進めて行く必要があります。

県では、昭和 56 年 3 月に「婦人のための栃木県計画」を策定し、以来、「とちぎ新時代女性プラン（Ⅰ～Ⅲ期計画）」を経て、平成 11 年制定の「男女共同参画社会基本法」に基づく都道府県計画である「とちぎ男女共同参画プラン」（以下「計画」という。）を平成 13 年 3 月に策定し、二期計画を平成 18 年 3 月に、三期計画を平成 23 年 3 月にそれぞれ策定し、男女共同参画社会の実現のための諸施策を総合的に推進してきました。

平成 28 年 3 月には、本県の男女共同参画社会の実現に向けた取組を一層推進するため、「とちぎ男女共同参画プラン〔四期計画〕」を策定しました。

また、平成 14 年 12 月には「栃木県男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画を推進するための基本理念を明らかにしました。

計画がめざす男女共同参画社会のすがた

◇ 家庭では

男性も、女性も、大人も、子どもも、一人ひとりの人権が尊重され、家族全員で家事・子育て・介護などを協力しながら、喜びも責任も分かち合い、豊かで充実した家庭を築いています。



◇ 地域では

固定的な性別役割分担意識に基づく慣行やしきたりが見直され、男性も、女性も、高齢者も、若者も、一人ひとりの考え方や人権が尊重され、自治会・防災・PTAなどの様々な活動の企画や方針決定に関わり、豊かで住みよい地域づくりに貢献しています。



◇ 職場では

採用・配置・昇進・賃金などの男女格差が解消され、男性も、女性も、一人ひとりの人権が尊重され、個性・能力・意欲を十分に発揮しながら、ワーク・ライフ・バランスの実現により、ゆとりと充実感をもっていきいきと働いています。



◇ 学校では

児童・生徒一人ひとりの人権が尊重され、性別に関わりなく、個性や能力を伸ばすような教育や男女共同参画の視点による校内の環境づくりが進められ、進学や就職に際しては、個人の適性を尊重した進路選択がなされています。



2 栃木県男女共同参画地域推進員とは

『栃木県男女共同参画地域推進員』については、平成15年4月1日に施行された「栃木県男女共同参画推進条例」において、男女共同参画の推進体制の一つの柱として、

第十七条 県は、県民の協力を得て男女共同参画の推進を図るため、**地域において男女共同参画の普及啓発その他の活動を行う**栃木県男女共同参画地域推進員を委嘱し、かつ、その活動を支援するものとする。

と定められています。

また、地域推進員の役割、県の役割、市町村への協力依頼等については、『栃木県男女共同参画地域推進員に関する要綱』に、次のように定められています。

地域推進員の役割等

◇ 地域推進員の役割

推進員は、地域において次に掲げる事項を自主的に行うものとする。

- 1 地域における活動に参加し、男女共同参画に関する普及啓発を行うこと。
- 2 女性問題の課題解決のために努めること。
- 3 男女共同参画のための行政施策の推進及びとちぎ男女共同参画センターの事業の実施に協力すること。
- 4 その他男女共同参画の推進に関すること。

◇ 県の役割

県は、推進員の役割を円滑に推進するため、次に掲げる事項を行うものとする。

- 1 推進員に、男女共同参画や女性問題に関する各種情報を提供すること。
- 2 施策の推進に関し推進員の協力を得ること。
- 3 推進員に対する研修を実施すること。
- 4 その他推進員が担う役割に関し必要なこと。

◇ 市町村への協力依頼等

県は、推進員の役割を踏まえ、市町村に対し、次に掲げる事項について協力を依頼するものとする。

- 1 申込書及び辞退届の收受及び県への提出
- 2 推進員名簿の管理
- 3 推進員に、男女共同参画や女性問題に関する各種情報を提供すること。
- 4 施策の推進に関し推進員の協力を得ること。
- 5 その他推進員が担う役割に関し必要なこと。

♪ 参考情報 1 ♪

「栃木県男女共同参画地域推進員」の誕生はいつなのでしょう？

□ 昭和 62 年 4 月 1 日 婦人活動地域推進員 が誕生

自主的な活動を通じて女性の社会参加と福祉の増進を図り、もって女性の地位向上に資することを目的に設置されました。(昭和 63 年 5 月：329 人の登録)

□ 平成 3 年 4 月 1 日 女性活動地域推進員 に名称変更

県婦人問題懇話会の意見等をふまえ、「婦人」を「女性」に変更しました。

□ 平成 12 年 4 月 1 日 栃木県男女共同参画地域推進員 に名称変更

男女共同参画社会基本法が制定 (H11.6.23 施行) されたことや、推進員に男性が加わってきたことから、全面的に見直しを行いました。



3 地域推進員の活動事例

『栃木県男女共同参画地域推進員に関する要綱』に定める「地域推進員の役割」（本書3P参照）について、具体的な活動事例をいくつかご紹介します。

男女共同参画に関する普及啓発

- ◇ 地域推進員のグループで・・・
- ◇ 地域推進員が所属するグループで・・・
- ◇ 団体等に所属して・・・
 - 地域等における男女共同参画を推進するため、あらゆる機会をとらえて、積極的に働きかける
 - 所属する団体等の活動に男女共同参画の視点を入れるよう働きかける
- ◇ 個人で・・・
 - 家庭、地域社会、職場等で男女共同参画について啓発する
 - ・ 家庭内：男女共同参画を実践する（家事等の役割分担、働き方や子育てを見直す）
 - ・ 地域社会：自治会等の地域活動に積極的に参加し、男女共同参画の重要性を浸透させる
 - ・ 職場：仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進する、就労の場における男女共同参画を推進する
 - 男女共同参画に関する講座や講演会等に参加し、理解を深める

女性問題の課題解決に関すること

- ◇ 地域推進員のグループで・・・
- ◇ 地域推進員が所属するグループで・・・
- ◇ 団体等に所属して・・・
 - 地域等における女性問題の課題解決に向けて、あらゆる機会をとらえて、積極的に働きかける
- ◇ 個人で・・・
 - 女性に対する暴力や、女性が抱える不安や心配事について悩んでいる人に対し、相談窓口を紹介する
 - 女性に対する暴力の根絶に向けて、被害者等を発見した場合は、警察や配偶者暴力相談支援センターに通報する
 - 女性に対する暴力に関する講座や講演会等に参加し、理解を深める
 - 政策・方針決定過程に積極的に参画し、男女共同参画の視点を反映させる
 - 女性の生涯にわたる健康の保持のため、乳がんや子宮頸がんなどの検診を受診する
 - 家庭生活や地域生活、職業生活とのバランスが取れた生活に努める

行政施策の推進等に関すること

- ◇ 地域推進員のグループで・・・
- ◇ 地域推進員が所属するグループで・・・
- ◇ 団体等に所属して・・・
 - 県や市町の実施する事業（イベント、セミナー、講演会等）へ参画する
 - 県や市町の審議会等委員に就任し、男女共同参画の視点を反映させる
- ◇ 個人で・・・
 - 県や市町、男女共同参画センターの実施する事業（イベント、セミナー、講演会等）へ参加し、理解を深める
 - 県や市町の実施する事業（イベント、セミナー、講演会等）への参加を呼びかける

その他男女共同参画の推進に関すること

- 高齢者や障害者、ひとり親家庭等のさまざまな困難を抱える人々が、地域社会の中で充実した生活ができるよう、地域全体で支え合う環境づくりを考える
- 子育て（子ども・若者）や介護は社会全体で担う・支える環境づくりを考える
- 震災等いつ起こるかかわからない災害時に備え、日頃から男女共同参画の視点をふまえた地域づくりを考える

☆ 実際の活動事例の一部をみてみましょう ☆

- ◇ 地域推進員のグループで・・・
- 地域推進員が所属するグループで・・・
- 団体等に所属して・・・
 - ・ セミナーやイベントの実行委員として活動
 - ・ セミナーやイベントの運営に協力
 - ・ 市町イベント実施時の啓発物資の配布協力
 - ・ 市町のイベントでクイズや寸劇、紙芝居等を実施
 - ・ 出前講座の講師やファシリテーターとして活動
 - ・ 出前講座、広報活動等実施
 - ・ 所属する団体等の会員の資質向上のため、研修会を企画、運営
 - ・ 小学校就学時健診等において託児ボランティア協力
 - ・ 学校支援ボランティアとして協力
 - ・ 子育て支援センター等において子育て支援を実施
 - ・ とちぎ男女共同参画センターのフェスタ in パルティで寸劇、展示等実施

◇ 個人で・・・

- ・ 講座、セミナーの講師として活動
- ・ 市町事業（セミナー等）の企画、運営
- ・ 県や市町の審議会等委員として参画
- ・ 街頭啓発活動に協力
- ・ 市町の男女共同参画広報紙の編集協力
- ・ 県事業、市町事業等で情報収集し、その後の活動に活用
- ・ 研修会やセミナー等への参加
- ・ 男女共同参画に関する講演、講義への参加を呼びかけ
- ・ 自治会の役員として地域の男女共同参画推進に努力
- ・ 民生委員として地域の見守り実施

♪ 参考情報 2 ♪

女性のエンパワーメントと社会参加を支援し、男女共同参画社会の実現を目指す活動拠点施設「とちぎ男女共同参画センター（パルティ）」の誕生はいつなのでしょう？

- 平成 8 年 4 月 1 日 「とちぎ女性センター」開館
- 平成 16 年 4 月 1 日 「とちぎ男女共同参画センター」に名称変更
- 平成 23 年 4 月 1 日 県の出先機関「とちぎ男女共同参画センター」が発足

[パルティ（愛称）] 「参加、参画、関与」を意味する「Participacion」（スペイン語）から引用しました。



[シンボルマーク] とちぎの「と」と、躍動する女性像をデザイン化しました